

む。本国の小船一隻に坐駕し、馬二匹・生硫黄六千斤を装載し、京に赴き進貢す。仍お礼部に赴き告申して進収せしむる外、茲の諭遣を承くれば、途に在りて遅滞して便ならざるを得しむる母れ。所有の符文は須らく出給に至るべき者なり。

今開す 赴京の

署大夫事都通事一員 梁応

使者一員 馬加度

通事一員 陳富

人伴二十三名

存留在船使者一員 菊寿

存留在船通事一員 金士歴

人伴四名

右の符文は通事陳富に付し、此れに准ぜしむ

万曆十四年（一五八六）九月二十一日給す

進貢の事の為にす 符文

注* 『明実録』万曆十五年四月壬申の条に関連の記事がある。

(1) 陳富 生没年不詳。久米村陳氏（仲本家）七世。通事（『家譜

(二)』四九〇頁）。

(2) 菊寿（〇四一〇五）に万曆二十二年の進貢の記事がある。

(3) 金士歴 金仕歴と同一人であろう（『家譜（二）』五七頁、金

仕歴を参照）。

1-26-08

世子尚寧の、進貢のため正議大夫鄭礼等を遣わす符文

（二五九二、閏二、□□）

琉球国中山王世子尚（寧）、進貢等の事の為にす。

今、特に正議大夫鄭礼・使者馬良臣等を遣わし、表文一通を齎捧せしむ。小船一隻に坐駕し、馬四匹・生硫黄一万斤を装載して京に赴き進貢す。仍お礼部に赴き告稟して交納せしむる外、今、洪字第四号半印勘合符文を給して前去せしむ。沿途の各該地方の関津把隘の去処及び駅遞・巡司等の衙門の官吏は、往廻して彼に到らば、即便に驗実して放行し、阻滞し留難して便ならざるを得しむる母れ。須らく出給に至るべき者なり。

計開 赴京の

正議大夫一員 鄭礼 人伴一十名

使者一員 馬良臣 人伴五名

都通事一員 鄭廸 人伴三名

存留在船使者二員 菊寿 毛喜 人伴四名

存留在船都通事一員 鄭逅 人伴三名

附搭の土夏布二百匹

右の符文は都通事鄭廸等に付し、此れに准ぜしむ

万曆十九年（一五九二）閏二月□□日給す

進貢の事の為にす 符文

注*『明実録』万曆十九年十一月辛卯の条に關連の記事がある。なお、

本文書以降、符文にも勘合番号が記され、文章も執照とほぼ同様

になる(二三一〇二)注(2)参照。

(1) □□日 執照(三一一三〇)によれば十四日。

1-26-09

世子尚寧の、進貢謝恩のため署大夫事都通事金仕歴等を遣わす符文(一五九六、九、八)

琉球国中山王世子尚(寧)、進貢、謝恩等の事の為にす。

今、特に署大夫事・使者・通事等の官の金仕歴等を遣わし、表文一通を齎捧せしむ。小船一隻に坐駕し、馬四匹・生硫黄一万斤・金銀面扇五十把・水墨画扇一百把・細嫩芭蕉布四十四匹・土夏布四百匹・紅花二百斤・海螺三千個を装載し、齎して礼部に赴き告申して進収せしむる外、今、洪字第十二号半印勘合符文を給して前去せしむ。沿途の経過の各該地方の関津把隘とこらの去処及び駅遞・巡司等の衙門の官吏は、往廻して彼に到らば、即便に放行し、留難して未便なるを得しむる母れ。須らく出給に至るべき者なり。

計開 赴京の

署大夫事都通事一員 金仕歴 人伴一十名

使者一員 金応照 人伴五名

通事一員 梁守徳 人伴二名

存留在船使者二員 馬五郎 毛鳳威 人伴四名

存留在船通事一員 葉崇五 人伴二名

貢謝の方物を除くの外、附搭の土夏布二百匹

右の符文は通事梁守徳等に付し、此れに准ぜしむ

万曆二十四年(一五九六)九月初八日給す

進貢謝恩等の符文の為にす

注*『明実録』万曆二十五年十月庚申の条に關連の記事がある。

(1) 葉崇五 執照(三一一〇三)には葉崇吾とある。

1-26-10

世子尚寧の、進貢謝恩と請封のため長史鄭道等を遣わす符文

(一五九九、二、二七)

琉球国中山王世子尚(寧)、進貢、謝恩、請封等の事の為にす。

今、特に長史・使者・通事等の官の鄭道等を遣わし、表文一通を齎捧せしむ。小船一隻に坐駕し、馬四匹・硫黄一万斤・黒漆鞞を齎捧せしむ。小船一隻に坐駕し、馬四匹・硫黄一万斤・黒漆鞞沙魚皮靶腰刀二十把・紅漆鞞黒漆靶鍍金銅結束鎗一十柄・線穿鉄甲二領、頭盛全・細嫩土夏布二十四匹・花螺一百個・海螺二千個を装載し、齎して礼部に赴き告稟して進収せしむる外、今、洪字第